

出 資 法 人 の 概 要 調 書

名 称	公益社団法人静岡県農業振興基金協会
代 表 者	理事長 鈴木 政成
所 在 地	静岡県静岡市駿河区曲金三丁目8番1号静岡県農業会館4階 電話番号054-284-9545
設 立 年 月 日	昭和56年8月25日
県 の 所 管 課 名	静岡県経済産業部農業局農業戦略課（農業戦略班） 電話番号054-221-3611
設 立 目 的	（定款第3条） この法人は、農業及び農村が地域社会に果たしている役割の重要性にかんがみ、生産性及び収益性の高い農業の育成並びに経営意欲のある農業者等の育成及び確保並びに魅力ある農村環境の整備に関する事業を行い、静岡県の農業及び農村の振興に寄与することを目的とする。
主 要 事 業	（定款第4条） 1 農業の経営改善及び新技術の導入開発に関する助成事業 2 農業及び農村の担い手の育成及び確保に関する助成事業 3 健康で明るい村づくりに関する助成事業 4 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
資本金又は基本金	4,001,000 千円
出資又は出捐金の内訳・割合	静岡県2,000,000 千円（49.9%） その他2,001,000 千円（50.1%）
役員の職・氏名	理事長 鈴木 政成 理 事 田保 豪 理 事 佐野 一弘 理 事 石川盛一郎 理 事 梶 毅 理 事 河原崎友二 理 事 藤沼 和明 理 事 山田 耕司 理 事 和田 康 理 事 榛葉 智之 理 事 鎌野 厚 監 事 安本 和正 監 事 新井 孝典
摘 要	

公益社団法人静岡県農業振興基金協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人静岡県農業振興基金協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、農業及び農村が地域社会に果たしている役割の重要性にかんがみ、生産性及び収益性の高い農業の育成並びに経営意欲のある農業者等の育成及び確保並びに魅力ある農村環境の整備に関する事業を行い、静岡県の農業及び農村の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農業の経営改善及び新技術の導入開発に関する助成事業
- (2) 農業及び農村の担い手の育成及び確保に関する助成事業
- (3) 健康で明るい村づくりに関する助成事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、静岡県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、静岡県農業協同組合中央会、静岡県信用農業協同組合連合会、静岡県経済農業協同組合連合会、静岡県厚生農業協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会、静岡県その他この法人の目的に賛同して入会したものであって、次条の規定によりこの法人の会員となったものをもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(出資金、寄託金又は会費)

第7条 静岡県農業協同組合中央会及び静岡県は出資金を、その他のものは寄託金又は会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 会費を1年以上納入しないとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、目的に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に、あらかじめその旨を書面で通知するとともに、除名の決議を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(寄託金の返還に係る債権の譲渡)

第11条 会員は、退会しようとするとき又は除名されたときは、寄託金の返還に係る債権を理事会の承認を得て、他の会員に譲り渡さなければならない。

(寄託金の返還)

第12条 この法人は、この法人が解散したときは、寄託金の返還に係る債務以外の債務

を弁済した後に、解散の時ににおける会員の寄託金の総額を限度として当該会員の拋出割合に応じて寄託金を当該会員に返還しなければならない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 基本財産の処分
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 理事長は、総会の日の2週間前までに会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席した会員のうちから選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分

(5) 解散

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使)

第20条 総会に出席できない会員は、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第21条 総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合においては、第19条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該総会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上13名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を業務執行理事とする。
 - 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、法人の業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 出資金
- (3) 寄託金
- (4) 会費
- (5) 寄附金品
- (6) 事業に伴う収入
- (7) 資産から生ずる収入
- (8) その他の収入

(資産の種別)

第37条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 出資金
- (3) 寄託金
- (4) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (5) この法人の設立後に理事会で運用財産から基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の管理及び処分の制限)

第38条 前条第2項の財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関等に預け入れ、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

3 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会において、総会員の3分の2以上の同意を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第39条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この法人は、総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は静岡県に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は静岡県に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

(事務局)

第49条 この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を経て理事長が任免する。
- 4 その他の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局長及びその他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(細則)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は、夏目善宇とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

令和5年度 公益社団法人静岡県農業振興基金協会の理事及び監事名簿
(令和5年7月～ 新役員)

役 職 名	氏 名	所 属・役 職
理 事 長	鈴 木 政 成	静岡県農業協同組合中央会代表理事会長
理 事	櫻 井 正 陽	静岡県経済産業部農林水産担当部長 【重任】
理 事	田 中 真 生	静岡県経済産業部政策管理局長
理 事	望 月 辰 彦	静岡県経済産業部農業局長
理 事	梶 毅	静岡県信用農業協同組合連合会経営管理委員会会長
理 事	河 原 崎 友 二	静岡県経済農業協同組合連合会経営管理委員会会長
理 事	藤 沼 和 明	富士伊豆農業協同組合代表理事専務(中東部地区農協代表)
理 事	山 田 耕 司	遠州中央農業協同組合代表理事理事長(西部地区農協代表)
業務執行理事	和 田 康	静岡県農業協同組合中央会専務理事
理 事	榛 葉 智 之	静岡県信用農業協同組合連合会代表理事専務
理 事	鎌 野 厚	静岡県経済農業協同組合連合会代表理事専務
監 事	安 本 和 正	静岡県厚生農業協同組合連合会代表理事専務 【重任】
監 事	新 井 孝 典	全国共済農業協同組合連合会静岡県本部副本部長兼管理部長

事業報告

令和5年度

令和5年4月 1 日から
令和6年3月 31 日まで

I 事業実施の状況

基本方針

今日の農業・農村は、担い手の高齢化や減少に加え、農産物の消費量の減少や輸入の増大、耕作放棄地の拡大など様々な問題を抱えている。このため、次代を担う経営体の育成、環境に配慮した安全・安心な食料の安定供給、本県農畜産物の消費拡大や国際競争力の強化、優良農地の確保と集積など、幅広い課題への対応を迫られている。

こうした状況を踏まえ、本協会は、行政機関及びJAグループとの連携を通じて、活力ある静岡県農業の構築を図るとともに、農業経営の改善や地域農業の振興を目指す農業者等の組織などの活動を支援するため、次の事業に取り組む。

1. 競争力のある経営体の育成と産地の強化及び本県主要農産物の消費拡大
2. 農業・農村における幅広い担い手の育成と確保
3. 農産物のマーケティング、農業生産技術の研究、新技術・新品種の導入や新商品開発など地域農業振興対策の推進
4. 地域の特性を活かした農山村地域の活性化
5. 県民への農業・農村の理解促進と食農教育の推進

实施内容

基本方針に基づき、助成事業として指定事業及び一般事業（担い手育成対策事業、地域農業振興対策事業、農村振興対策事業）とともに、事務局事業（静岡県農林水産業理解促進事業）を実施した。

1.助成事業

(1) 指定事業 5 件 助成金支給確定額 13,000,000 円

農業関係機関及び団体等が実施する担い手育成事業や茶業振興事業に対し、定額助成を実施した。

令和5年度は、全国共済農業協同組合連合会（地域・農業活性化積立金）及び一般社団法人静岡県農協茶取引補償協会からの寄附金を原資として実施した。

① 次代を担う人材確保・育成支援事業

(公益社団法人静岡県農業振興公社 1,500,000 円)

静岡県への就農情報をインターネットでリアルタイムに発信するとともに、新規就農パンフレット等を活用した就農支援を実施し就農につながった。

就農相談件数は117件で、東京、大阪での新・農業人フェアや移住フェアに6回参加し就農相談が80件、県内相談が37件あった。

現地見学会を11回開催し就農希望者124人が参加し、更に新規就農計画策定中の、新規就農者30人と情報交換を17回実施した。

② 青年組織のリーダー養成・組織強化事業

(静岡県農業協同組合青壮年連盟 1,000,000 円)

第72回静岡県JA青年組織活動実績・JA青年の主張発表大会を開催し、意見交換により、活動の活性化と組織強化につながった。

静岡県JA青壮年セミナーに52名が参加し、農林水産省から「みどりの食糧システム戦略」及び(株)久松農園から有機農業について学んだ。

6月に県内優良経営体のさくらい農園、アメーラ倶楽部及びKADODE OOIGAWAへの視察研修を行い、栽培や経営方針について学んだ。

③ 地域特産振興のための担い手支援・組織強化事業

(静岡県産地技術課題解決研究会 1,500,000 円)

サツマイモの施肥量、簡易排水について検討し、収量・品質がやや上回った。

赤シソのコガネムシ防除について、土中の消長や生息部位を明らかにするとともに、異物除去機を全生産者に普及させた。

良食味有望品種の「コシヒカリ駿河 d60Gg」の生育状況、品質特性を把握した。

大豆新品種「フクユタカ A1 号」の中耕培土で収量安定・多収技術を構築した。

産官学技術交流事業において、IPM 技術指導者養成研修を2回開催し93名が参加した。また産官学技術交流事業報告会を開催し135名が参加し、技術のレベルアップが図られた。

④ 農業高校夢・未来塾開催事業

(静岡県農業高等学校長会 1,000,000 円)

夢・未来塾入塾式でのしあわせ野菜畑の講演や、県の指導を受け、9名が農業プランの策定・発表を行い、農業人材を育成することができた。

JA 青年の主張発表大会で発表を行い、参加者との交流によるコミュニケーション能力の向上と公共心(シチズンシップ)を育成することができた。

掛川地区の先進農家である、しあわせ野菜畑、柴田牧場、キウイフルーツカントリーJapanを見学し、就農意欲を喚起できた。

⑤ 静岡茶の生産振興及び流通改善と販路拡大事業

(静岡県経済農業協同組合連合会 8,000,000 円)

JA 仕上げ茶加工の収支について、工場間業務受委託、消費実態について調査を進め、関係者による再確認を基に、荒茶製造コストの実態について資料の整理を行った。

優良な品種茶苗木供給のため、苗木の取扱許諾契約を積極的に締結した。

米国レストランで静岡茶の有料提供や、NY、LAでのエキスポに出展し、業務用玉露ティーパックの販路拡大に取り組んだ。

ティーパック&マイボトルのパッケージデザインの作成や、静岡抹茶ペーストの利用を推進し、県内茶商等の利用を増加させ、静岡茶の活用の幅を広げた。

(2) 一般事業 63件 助成金支給確定額 23,236,000円
農業者等の組織などが地域農業の課題解決に向けた事業を実施するの
に要する経費の一部(1/2以内等)を助成した。

令和5年度は、担い手育成対策事業 11件、地域農業振興対策事業 44
件及び農村振興対策事業 8件、合計 63件に対して助成を行った。

① 担い手育成対策事業 (11件 3,927,000円)

地域農業の担い手の育成・確保を図るため、農業者等の組織及び農
業協同組合が実施する事業に対して助成を実施した。

ア. 農業者経営能力等向上事業 (5件 1,376,000円)

(ア) JA大井川は、5JA(大井川、ハイナン、遠州夢咲、掛川市、遠州中
央)の営農指導員の育成に向け、営農指導員 181人に意向調査を
実施し、4回の課題対応策意見交換会を行った。

JAの枠を超えた、ほ場巡回、情報交換会を3回実施し、茶との複合
作物として甘藷に加えイチジクについても協議を実施した。

(イ) JA遠州中央管内では、海老芋や白葱をはじめとする特産農産物
が栽培され、これを新規就農者や農業法人などに技術を伝承するた
め映像マニュアルの作成に取り組み、これまで海老芋、白ネギ、レタス、
チンゲンサイ、キャベツを制作し、今回イチゴとトマトに取り組みシリ
ーズが完成した。

(ウ) 浜松市認定農業者協議会中央支部は、トヨタ現場改善サポートセ
ンターによるセミナーを開催し、「トヨタ式現場改善学習&実施研修会」
に延べ31経営体が参加した。

「作物別の現場での経営サポート」には12経営体が参加し、作業
のムダなどの指導を受け、経営改善レポートの作成も行った。

イ. 担い手等広域交流促進事業 (4件 2,000,000円)

(ア) JAしみず青壮年部は、現在の農業課題に即しポリシーブックを改
正するため、先進事例である岩手県農協青年組織協議会への視察
と交流を行い、これを基にJA青壮年部活動の課題や解決策を議論し、
ポリシーブックの改訂を実施し、140名に配布した。

また、管内10支部で集会を開催し、支部ごとの活動を明確化した。

ウ. 生きがい農業応援事業 (1件 370,000円)

(ア) JA静岡市では、非農家に近い準組合員を農業の担い手として養成
するため、「じまんの農業塾第2期」を開催し、通算22回ほ場における
実技演習による栽培技術の習得を図った。

また、ファーマーズマーケットじまん市で2回の販売実習等を実施す
るなど、栽培や販売に関する知識と技術の習得を行った。

Ⅰ. 女性活動、男女共同参画推進事業 (1件 181,000円)

(ア) JAふじ伊豆の女性加工グループ豆の木は、「地産地消」のお弁当作りを行っており、超音波ホッチキス試験により、食品の安全性と作業効率化(1パック20秒短縮)を図った。

ポータブルフライヤーを活用し、新たに5品目のメニュー開発、イベント出店回数も前年比5件増加させ、お弁当の受注にもつながった。

② 地域農業振興対策事業 (44件 17,506,000円)

地域農業の振興を図るため、農業者等の組織、農業協同組合及び市民団体が実施する事業に対して助成した。

ア. 農産物マーケティング推進事業 (16件 6,808,000円)

(ア) 箱根西麓三島野菜ブランド推進協議会では、「箱根西麓野菜」の更なるブランド化を目指し、毎月28日を「バーニャの日」として記念日登録を行い、映像、ポスター、チラシによるPR活動を実施した。

三島フードフェスティバルで、三島市と連携した野菜の消費拡大や、三島バーニャ参加飲食店と連携した消費拡大への取組を実施した。

(イ) 富士市の茶レンジャーほうじ茶部会では、高級ほうじ茶「凜茶(りんちゃ)」を開発し、フランス・パリでの日本イベントMATSURIに参加し3日間で3,000人が来場し、10社から取り扱い要望が寄せられた。

パリのレストランにバイヤー24人を招き、凜茶のメニューの試食・試飲会を開催し、フランスメディアにも紹介され認知度が向上した。

(ウ) 静岡市茶業振興協議会では、「水出し緑茶キャンペーン」を実施し、市内の飲食店・宿泊施設への来店者237人に水出し緑茶の提供とアンケートを実施した。

また、静岡競輪F1ガールズレースにおいて、259人への水出し緑茶の有料呈茶を行い、需要喚起によるブランド力強化を推進した。

(エ) JA大井川では、日本三大銘茶である川根茶の、金色透明、渋み、甘さなどを、消費者に再認識してもらう取組を、生産者・JA・行政が一体となり行った。

夏セールでは商品の見易さ、分かりやすさを向上させ、秋セールでは全品産地賞受賞記念とからめた商品構成でのPRを行った。

SNS発信10回、東京での街頭広告等により、川根茶の情報発信を行った。

(オ) JA遠州夢咲では、農業生産コスト上昇に対する、生産者の手取り向上を目指し、イチゴ、トマトにおける出荷資材の規格、出荷形態の検討を6回行った。

生産コスト削減のため、業務スイーツ用イチゴ専用の通いコンテナを試作し、これにより新たな出荷技術の確立を図った。

(カ) 浜松市認定農業者協議会天竜支部では、大河ドラマ館(どうする家康)で、天竜農産物PRイベントを行い、新商品あおねりの試販や天竜茶の試飲など、天竜農作物の魅力を訴求する取り組みを行った。

また、天浜線マルシェへの出店などにより、総計65,000人の来客に対し、天竜農産物のPRを実施した。

イ. 農業生産研究事業

(12件 4,980,000円)

- (ア) JAふじ伊豆では、肥料高騰に対し、根粒菌と共生し空気中の窒素を供給できるマメ科のヘアリーベッチの導入試験(1.68ha)を行い、内ドローンで水田に1.38ha播種を行った。

発芽調査11ほ場、栽培講習会1回、種苗会社との巡回11ほ場、担当者会議3回等により、技術員の技術習得と技術確立を図った。

- (イ) 静岡県野菜振興協会では、生産資材高騰対策として、各レタス産地において、減肥しても生育旺盛な品種選定試験を行い、逸香、7チアフル、11Fブロウを選定した。

現在使用しているトンネルビニールに代わる安価な被覆資材は、収量等に大きな差は見られず、安価な資材の利用可能性が確認された。

- (ウ) JA大井川胡瓜部会では、問題となっている「腹白」対策として、実証圃を設け試験を行い、白マルチを使用することで、腹白発生率を5%に減らすことができ、収量も前年比110%に向上させた。

試験成績をもとに、生産者個別面談を実施し、ハウスへの白マルチ全面敷設を1件が決定し、他の部会員も導入を検討することとなった。

- (エ) 菊川先端農業技術導入協議会では、枝豆の収穫作業の省力化を図るため、昨年導入した収穫脱夾機械の導入効果の確認に取り組み、10a当たり作業時間を63%削減でき、経費も10a当たり11万円節減できることを明らかにし、収穫脱夾機械利用拡大の方向性を示した。

先進地千葉県での最新の枝豆AI機械の現地調査も実施した。

ウ. 安全安心な農産物を生産するための基盤づくり事業 (4件 1,498,000円)

- (ア) JAふじ伊豆いちご各地区生産部会は、6地区の苺生産部会からなり、IPM技術の導入普及として、いちごのダニの天敵「ミヤコカブリダニパック製剤」、アザミウマの天敵「リモニカスカブリダニ製剤」、アブラムシの天敵「コレマンアブラバチ」導入ほ場で、天敵の定着と、被害抑制効果を確認した。さらに、アザミウマへの「赤色LED」、うどんこ病への「UV-LED」の照射試験にも取り組んだが安定性評価はできなかった。

- (イ) JA静岡市しづはた菊部会では、マムの施設栽培を行っているが、薬剤抵抗性スリップスが媒介するエソ病が大きな問題となっており、生物農薬の「スワルバンカーロング」と「スワルスキープラスUM」を試験した。

春夏は週2回の薬剤防除を1回に削減でき、秋冬は7日に1回の薬剤防除を10日に1回に削減でき、IPM防除技術の構築を図った。

エ. 農作物鳥獣等被害対策事業

(0件 0円)

本年度の取り組みはなかった。

オ. 農地集積、耕作放棄地活用等推進事業 (2件 566,000円)

- (ア) はるのフューChaプロジェクト(浜松市天竜区)は、耕作放棄茶園20aを一畝置きに抜根し、機械化対応自然栽培茶生産に取り組んだ新商品の紅茶づくり、自然栽培茶パッケージデザインとパンフレットデザインの作成、緑肥のヘアリーベッチやレンゲ等の試験を行うことで、成果をまとめ「自然栽培マニュアル」を作成した。

カ. 農業新技術研究・導入促進事業 (10件 3,654,000円)

- (ア) 新商品開発販売研究事業 [0件 0円]

a. 本年度の取り組みはなかった。

- (イ) 農業新技術開発普及促進事業 [7件 2,981,000円]

a. 伊豆花人(東伊豆町)は、カーネーションの重要害虫のアザミウマとタバコガの防除技術の構築に向け、LEDの現地実証を行った。

LEDの確実な効果は1年では結論を出せず、コストは1.5倍増となったが、LED利用者へのアンケートの結果、慣行防除にLEDを加えた防除技術について、今後も検討していくこととなった。

b. 御殿場小山中核農業者協議会施設園芸部会(JAふじ伊豆御殿場小山中管内)では、一般ピーマンの約2倍の大きさと、種が少なく食味に優れるジャンボピーマン「とんがりパワー」について、独自開発の安価な鉄筋を用いた省力・多収技術の開発・普及に取り組んだ。

また、学校給食へ提供、先進地視察、勉強会等にも取り組んだ。

c. 静岡県立農林環境専門職大学丹羽研究室では、初となる県内在来サトイモの一覧マップの作成とともに、遺伝子解析による在来サトイモの系統分類と、成分分析、物性分析を実施した。

GI登録サトイモ産地の視察、在来サトイモのガトーショコラ等の新商品開発により、在来サトイモの生産維持と振興に取り組んだ。

- (ウ) 優良種苗供給事業 [3件 673,000円]

a. JA静岡市久能葉しょうが委員会では、重要病害の根茎腐敗病やウイルス病対策に取り組んだ。

親種1.5kgから500株の無病株(VF-W1)を作出し、これを5月に畑に植え、11月に208kgの無病種しょうが(VF-W2)を育成し、ウイルスフリー株の生育調査と特性調査を実施した。

③ 農村振興対策事業 (8件 1,803,000円)

農村の振興を図るため、農業者等の組織、農業協同組合及び市民団体が実施する事業に対して助成した。

ア. 地域特産づくり推進事業 (3件 647,000円)

- (ア) JAハイナンでは、茶の転換作目として「さつまいも」を推進しており、さつまいもの新商品開発(おいもチップス)などにより、規格外品の廃棄率が10%以下となった。

また、「しぞーかすいーと」を立ち上げ、4つの販促資材と、1つの市場出荷用資材の作成を行い、Instagram等での販売促進も図った。

イ. グリーン・ツーリズム推進事業 (3 件 656,000 円)

(ア) 静岡県グリーン・ツーリズム協会志太榛原支部では、12 人を対象にグリーン・ツーリズムインストラクター育成研修を開催した。

さらに、共通課題研修会の開催、管内施設でのインストラクターOJT研修などに取り組むことで、体験の提供や地域を案内できるグリーン・ツーリズムの若手人材育成を図った。

ウ. 食農教育支援事業 (2 件 500,000 円)

(ア) あい愛サロンの会(島田市)では、休耕地での子ども体験農園の面積拡大や、栽培する野菜の種類を増やし調理して食べる体験の提供、栽培体験する花の種類を増やし花を生ける体験も実施した。

さらに、調理体験、味噌づくり体験、子ども給食に取り組むとともに、子供の茶道習得により、裏千家から学校茶道奨励賞を授与された。

エ. 直売所等開設支援事業 (0 件 0 円)

本年度の取り組みはなかった。

なお、緊急助成事業は実施しなかった。

2. 事務局事業 1 件 499,730 円

県民をはじめ国内外へ幅広く、静岡県農林水産業を紹介するため、パンフレット「静岡県の農林水産業」を、県と連携して 2,800 部(日本語版 2,300 部、英語版 500 部)作成し、市町、農業関係機関・団体、公立図書館、農業高校等へ配布した。

Ⅱ 主な処理事項

1. 会議等

年月日	処 理 内 容
5.5.18	事業運営委員会 ① 令和4年事業報告について ② 令和4年度貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録について
5.15	監事監査
6. 1	理事会 ① 第 12 回定時総会の招集と付議事項について ② 令和4年度事業報告及び貸借対照表、正味財産増減計算書並びに財産目録の承認について ③ 理事及び監事の選任について
6.9	議案説明会 ① 令和4年度事業報告について ② 令和4年度貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録承認について ③ 理事及び監事の選任について
6.30	第 12 回定時総会 ① 令和4年度事業報告について ② 令和4年度貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認について ③ 任期満了に伴う理事及び監事の選任について
6.30	理事会 ① 理事長の選任について ② 業務執行理事の選任及び業務執行権限について
7.13	事業運営担当者会議 ① 令和5年度助成事業(一般事業)の申請内容の検討について
7.20	事業運営委員会小委員会(書面審議) ① 令和5年度助成事業(一般事業)の申請内容の審議について
7.27	事業運営委員会(書面審議) ① 令和5年度助成事業(一般事業)の申請内容の審議について
8. 9	理事会 ① 職務執行状況報告 ② 令和5年度助成事業(一般事業)の承認について

6.1.18	事業運営委員会小委員会 ① 令和6年度基本財産の運用計画について ② 令和6年度寄附金の受入計画について ③ 令和6年度事業計画(指定事業等)について ④ 令和6年度収支予算案と事業別予算について
1.29	事業運営委員会(書面審議) ① 令和6年度基本財産の運用計画について ② 令和6年度寄附金の受入計画について ③ 令和6年度事業計画(指定事業等)について ④ 令和6年度収支予算案と事業別予算について
2.9	理事会 ① 職務執行状況報告 ② 臨時総会の招集と提出議案について ③ 鈴木理事長の利益相反取引に係る契約の締結について
3.11	臨時総会議案説明会 ① 令和6年度事業計画、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みについて ② 付帯決議案
3.26	臨時総会 ① 令和6年度事業計画、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みについて ② 付帯決議案

2. 主務官庁(静岡県)等への報告

年月日	処 理 内 容
5.6.28	令和4年度事業報告等に係る書類提出(認定法 C2-1)
7.28	役員(理事)変更届出書類の提出(認定法 B4-1)
9.5	役員(監事)変更届出書類の提出(認定法 B4-1)
6.3.15	令和6年度事業計画書等に係る書類提出(認定法 C1-1)

3. 登記関係

年月日	処 理 内 容
5.7.12	役員(理事)の変更登記
5.8.18	役員(監事)の変更登記

4. 税務関係

年月日	処 理 内 容
5.12.6	静岡市へ駿河区償却資産の簡易申告書提出

5. 一般業務事項

年月日	処 理 内 容
5.4.7	令和4年度助成事業(指定事業)の確定(5件)
4.10	令和4年度助成事業(一般事業)の確定(58件)
5.10	令和5年度助成事業(指定事業)の決定(5件)
	令和5年度助成事業(一般事業)説明会
4.7	賀茂地区 静岡県下田総合庁舎
4.11	東部地区 静岡県東部総合庁舎
4.12	中部地区 静岡県静岡総合庁舎
4.13	志太榛原地区 JA大井川本店
4.14	中遠地区 静岡県中遠総合庁舎
4.14	西部地区 静岡県西部総合庁舎
	令和5年度助成事業(一般事業)事前審査(ヒアリング)
5.19	賀茂地区 静岡県下田総合庁舎
5.22	東部地区 静岡県東部総合庁舎
5.23	中部地区 静岡県静岡総合庁舎
5.24	志太榛原地区 静岡県藤枝総合庁舎
5.26	中遠地区 静岡県中遠総合庁舎
5.29	西部地区 静岡県西部総合庁舎
6.2	令和5年度助成金(指定事業)の支払い(5件)
8.10	令和5年度助成金(一般事業)の支給決定(63件)
9.8	令和5年度助成金(一般事業)の支払い(63件)
4.25～10.10	令和5年度助成事業(指定事業)の計画変更承認(3件)
8.21～2.13	令和5年度助成事業(一般事業)の計画変更承認(5件)
10.31～12.4	令和5年度助成事業(指定事業)の現地確認調査(5件)
9.6～1.11	令和5年度助成事業(一般事業)の現地確認調査(56件)
6.1.19	農協農政・営農担当部課長会議(事業募集広報)
1.30	産官学技術交流事業報告会(事業募集広報)
2.2	令和6年度助成事業(一般事業)募集の広報誌掲載依頼 (県、各JA、JA連合会、市町等)
3.14	令和6年度農業振興基金協会ホームページ作成掲載・広報
3.15	農協青壮年連盟運営反省研究会(事業募集広報)
2.1	「静岡県の農林水産業」パンフレット配布 (各JA、JA連合会、市町、教育機関、図書館等)

Ⅲ 組 織

1. 会 員(令和5年度末現在)

No.	会 員 名	No.	会 員 名
1	静岡県	10	静岡市農業協同組合
2	静岡県農業協同組合中央会	11	大井川農業協同組合
3	静岡県信用農業協同組合連合会	12	ハイナン農業協同組合
4	静岡県経済農業協同組合連合会	13	掛川市農業協同組合
5	静岡県厚生農業協同組合連合会	14	遠州夢咲農業協同組合
6	全国共済農業協同組合連合会	15	遠州中央農業協同組合
7	函南東部農業協同組合	16	とびあ浜松農業協同組合
8	富士伊豆農業協同組合	17	三ヶ日町農業協同組合
9	清水農業協同組合	計	17 会員

2. 役 員(令和5年度末現在)

役 職 名	員数	氏 名
理 事 長	1	鈴木政成
業務執行理事	1	和田 康
理 事	9	櫻井正陽 田中真生 望月辰彦 梶 毅 河原崎友二 藤沼和明 山田耕司 榛葉智之 鎌野 厚
監 事	2	安本和正 新井孝典
合 計	13	

3. 事業運営委員(令和5年度末現在)

役 職 名	員数	氏 名
委 員 長	1	和田 康
委 員	12	中尾 穰 笹野 努 酒井信尚 佐田康稔 中村友之 手塚喜代美 伊藤康師 鈴木琢磨 寺尾 淳 三橋民和 藤枝和彦 新井孝典
合 計	13	

4. 職 員(令和5年度末現在)

職 名	員数	氏 名
事 務 局 長	1	平出裕之
次 長(兼務)	1	菊地一真
経理担当(兼務)	1	神戸紗良奈
合 計	3	

貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	0	0	0
普通預金	18,737,459	21,522,276	△ 2,784,817
定期預金	10,000,000	10,000,000	0
未収金	3,496,563	3,494,874	1,689
流動資産合計	32,234,022	35,017,150	△ 2,783,128
2 固定資産			
(1) 基本財産			
有価証券	3,203,893,591	3,204,632,669	△ 739,078
普通預金	0	0	0
定期預金	801,014,683	801,014,683	0
基本財産合計	4,004,908,274	4,005,647,352	△ 739,078
(2) 特定資産			
農業振興基金積立資産	17,000,000	17,000,000	0
農業振興助成事業積立資産	44,163,538	49,804,538	△ 5,641,000
茶業振興助成事業積立資産	4,000,000	4,000,000	0
特定資産合計	65,163,538	70,804,538	△ 5,641,000
(3) その他固定資産			
什器備品	2	22,044	△ 22,042
ソフトウェア	0	0	0
その他固定資産合計	2	22,044	△ 22,042
固定資産合計	4,070,071,814	4,076,473,934	△ 6,402,120
資産合計	4,102,305,836	4,111,491,084	△ 9,185,248
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	0	0	0
流動負債合計	0	0	0
2 固定負債			
預り寄託金	2,000,000,000	2,000,000,000	0
固定負債合計	2,000,000,000	2,000,000,000	0
負債合計	2,000,000,000	2,000,000,000	0
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
出資金	2,050,956,645	2,051,701,923	△ 745,278
寄附金	4,000,000	4,000,000	0
指定正味財産合計	2,054,956,645	2,055,701,923	△ 745,278
(うち基本財産への充当額)	(2,001,152,107)	(2,001,897,385)	△ 745,278
(うち特定資産への充当額)	(48,163,538)	(53,804,538)	△ 5,641,000
2 一般正味財産	47,349,191	55,789,161	△ 8,439,970
(うち基本財産への充当額)	(3,758,400)	(3,749,967)	(8,433)
(うち特定資産への充当額)	(17,000,000)	(17,000,000)	(0)
正味財産合計	2,102,305,836	2,111,491,084	△ 9,185,248
負債及び正味財産合計	4,102,305,836	4,111,491,084	△ 9,185,248

正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	24,584,506	24,670,895	△ 86,389
基本財産受取利息	24,584,506	24,670,895	△ 86,389
特定資産運用益	32,257	33,319	△ 1,062
特定資産受取利息	32,257	33,319	△ 1,062
受取寄附金	13,000,000	13,000,000	0
受取寄附金	5,000,000	5,000,000	0
受取寄附金振替額	8,000,000	8,000,000	0
雑収益	5,396	5,559	△ 163
受取利息	5,396	5,559	△ 163
雑収益	0	0	0
経常収益計	37,622,159	37,709,773	△ 87,614
(2) 経常費用			
事業費	42,625,862	39,240,406	3,385,456
給料手当	4,351,900	4,556,400	△ 204,500
福利厚生費	870,700	903,700	△ 33,000
会議費	29,040	21,242	7,798
旅費交通費	131,580	123,940	7,640
通信運搬費	178,707	193,756	△ 15,049
減価償却費	15,429	25,717	△ 10,288
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	53,708	81,088	△ 27,380
印刷製本費	499,730	489,600	10,130
賃借料	210,000	210,000	0
支払助成金	36,236,000	32,561,703	3,674,297
指定事業助成金	13,000,000	13,000,000	0
担い手育成対策事業助成金	3,927,000	2,150,000	1,777,000
地域農業振興対策事業助成金	17,506,000	16,475,703	1,030,297
農村振興対策事業助成金	1,803,000	936,000	867,000
海外研修費	0	0	0
委託費	0	0	0
雑費	49,068	73,260	△ 24,192
管理費	3,436,267	3,514,891	△ 78,624
給料手当	2,077,100	2,155,600	△ 78,500
福利厚生費	414,300	427,300	△ 13,000
会議費	51,609	41,713	9,896
旅費交通費	12,470	13,070	△ 600
通信運搬費	59,581	64,595	△ 5,014
減価償却費	6,613	11,021	△ 4,408
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	13,427	20,272	△ 6,845
印刷製本費	157,300	159,478	△ 2,178
賃借料	90,000	90,000	0
諸謝金	455,200	425,080	30,120
委託費	0	0	0
雑費	98,667	106,762	△ 8,095
経常費用計	46,062,129	42,755,297	3,306,832
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 8,439,970	△ 5,045,524	△ 3,394,446
基本財産評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 8,439,970	△ 5,045,524	△ 3,394,446

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
固定資産除去損	0	0	0
什器備品除去損	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 8,439,970	△ 5,045,524	△ 3,394,446
一般正味財産期首残高	55,789,161	60,834,685	△ 5,045,524
一般正味財産期末残高	47,349,191	55,789,161	△ 8,439,970
II 指定正味財産増減の部			
受取寄附金	8,000,000	8,000,000	0
受取寄附金	8,000,000	8,000,000	0
基本財産運用益	8,461,219	8,559,228	△ 98,009
基本財産受取利息	8,461,219	8,559,228	△ 98,009
基本財産売却益	0	0	0
特定資産運用益	22,664	24,479	△ 1,815
特定資産受取利息	22,664	24,479	△ 1,815
一般正味財産への振替額	△ 17,229,161	△ 17,318,512	89,351
当期指定正味財産増減額	△ 745,278	△ 734,805	△ 10,473
指定正味財産期首残高	2,055,701,923	2,056,436,728	△ 734,805
指定正味財産期末残高	2,054,956,645	2,055,701,923	△ 745,278
III 正味財産期末残高	2,102,305,836	2,111,491,084	△ 9,185,248

財 産 目 録

令和6年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金			0
	普通預金	静岡県信連本店	運転資金	18,737,459
	定期預金	静岡県信連本店	運転資金	10,000,000
	未収金	地方債の運用益等の未収額	基本財産、特定資産の運用益等の未収額	3,496,563
流動資産合計				32,234,022
(固定資産)				
基本財産	有価証券	第51回地方公共団体金融機構債他	地方債等で保有し、運用益の88％を農業・農村振興助成事業、12％を法人会計の財源として使用している。	3,203,893,591
	普通預金	静岡県信連本店	運用益の88％を農業・農村振興助成事業、12％を法人会計の財源として使用している。	0
	定期預金	静岡県信連本店	運用益の88％を農業・農村振興助成事業、12％を法人会計の財源として使用している。	801,014,683
特定資産	農業振興基金積立資産	静岡県信連本店	定期預金で保有し、全額が公益目的保有財産であり、運用益を農業・農村振興助成事業の財源として使用している。	17,000,000
	農業振興助成事業積立資産	静岡県信連本店	普通預金及び定期預金で保有し、全額を農業・農村振興助成事業に充てるために保有している資産であり、運用益を農業・農村振興助成事業の財源として使用している。	44,163,538
	茶業振興助成事業積立資産	静岡県信連本店	定期預金で保有し、全額を農業・農村振興助成事業の茶業振興に充てるために保有している資産であり、運用益を農業・農村振興助成事業の茶業振興の財源として使用している。	4,000,000
その他固定資産	什器備品	パソコン2台 静岡市駿河区曲金3-8-1	70％が農業・農村振興助成事業、残り30％を法人会計で使用している。	2
	ソフトウェア	会計処理ソフト 静岡市駿河区曲金3-8-1	70％が農業・農村振興助成事業、残り30％を法人会計で使用している。	0
固定資産合計				4,070,071,814
資産合計				4,102,305,836
(流動負債)	未払金			0
流動負債合計				0
(固定負債)	預り寄託金	静岡県経済連等	会員からの寄託金	2,000,000,000
固定負債合計				2,000,000,000
負債合計				2,000,000,000
正味財産				2,102,305,836

令和6年度事業計画、収支予算

I 事業計画

基本方針

今日の農業・農村は、担い手の高齢化と減少、農産物価格の低迷、耕作放棄地の増大など様々な問題を抱えている。

これらの現状を踏まえ、県及び農業団体が行う農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化などのための諸施策を、更に補完・充実することを目的に事業を実施する。

公益目的事業を主たる目的とした「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の趣旨に基づき、農業振興基金協会事業に取り組む。

1. 農業者の経営能力や技術力向上のための研修、仕組みづくり等、地域農業の担い手の育成・確保に関する助成事業
2. 農産物のマーケティング、新技術・新品種の導入、安全安心な農産物の生産基盤づくり、鳥獣害対策、耕作放棄地対策等、地域農業の振興に関する助成事業
3. 地域の特産づくり、グリーン・ツーリズム、食農教育の推進等、農山村振興に関する助成事業
4. その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

実施計画

1. 基本方針に基づき、助成事業(指定事業・一般事業)及び事務局事業を実施する。
2. 指定事業は、全国共済農業協同組合連合会及び一般社団法人静岡県農協茶取引補償協会からの寄附金を原資として実施する。
3. 一般事業は、当協会の中核事業として位置付け、40億円の基本財産運用益により実施する。

助成事業

1. 指定事業 (55,000 千円)

JA共済連静岡及び静岡県農協茶取引補償協会からの寄附金を基に、農業関係機関、団体等が実施する担い手育成事業や寄附者の要望に基づく事業に対し定額助成を行う。

(1) 次世代農業を担う人材確保・育成支援事業

((公社)静岡県農業振興公社 助成額:1,500 千円)

農業者の高齢化等に伴う担い手確保対策が喫緊の課題である中、県内外からの新規就農者の確保とともに就農直後のフォローアップを行い、将来の産地を担う人材育成に繋げる。

(2) 青年組織のリーダー養成・組織強化事業

(静岡県農業協同組合青壮年連盟 助成額:1,000 千円)

次世代の農業・JAを担う青壮年部員に向けた農業所得向上に関するセミナーや先端技術に関する視察研修、JA青年組織活動実績・JA青年の主張発表大会を通じて、地域農業の担い手の自覚を高めるとともに、JA青壮年部組織のリーダーを養成し、次代を担う青年組織の強化に繋げる。

(3) 地域特産振興のための担い手支援・組織強化事業

(静岡県産地技術課題解決研究会 助成額:1,500 千円)

地域特産作物の振興を目的とし、担い手、JA技術員とともに、現地技術実証、新技術普及、研修会の開催等を行う。これらの活動を通じ、地域農業の中核を担う農業者の所得増大に資するとともに、JA技術員の資質向上を図る。

(4) 農業高校 夢・未来塾開催事業

(静岡県農業高等学校長会 :1,000 千円)

県内農業関係高校の生徒(県内 11 校・各校1名)を対象に、入塾式(講演会)、先進農家見学(令和6年度は富士・富士宮地区を予定)、関連行政機関との連携、農業プランコンテストでの発表、JA青年の主張発表会への参加、移動産官学講演会・交流会での発表等、「夢・未来塾」の活動を通じて、マネジメント能力や起業家精神に富んだ静岡県農業の熱き担い手育成に繋げる。

(5) 静岡茶の生産振興及び流通改善と販路拡大事業

(静岡県経済農業協同組合連合会 助成額:50,000 千円)

静岡茶の流通改善に向けて、JA仕上茶加工事業の収支改善策として、加工業務受委託による事業の効率化に取り組む。

さらに、静岡茶の危機的状況に対応し、JA仕上茶・静岡茶の国内での認知度向上と消費拡大に向け、最も速効的で効果的な TV放映、WEBによる情報発信等で静岡茶のプロモーション活動を強力に推進する。

また、JA仕上茶・静岡茶の海外市場での販路開拓に向け、海外市場への情報発信及び販路拡大に取り組む。

静岡茶の多用途利用など需要のある茶商品の企画開発に取り組む。

茶生産現場においては、茶品種苗木の生産・供給体制整備に取り組む。

2. 一般事業 (18,500 千円)

基本財産約 40 億円の運用益を基に、農業者等が主体となった現場における課題解決の取組に対し、必要な経費の一部(1/2 以内等)を助成する。

(1) 担い手育成対策事業 (2,100 千円)

地域農業の担い手の育成・確保を図るため、農業者等の組織、担い手の組織及び農業協同組合が実施する次の事業に対して助成する。

① 農業者経営能力等向上事業(600 千円)

農業青年・女性グループ等の農業経営者能力、技術力等の向上を図るために実施する講座、研修、研究活動等の担い手育成活動

② 担い手等広域交流促進事業 (900 千円)

担い手の組織が行う地域を越えた研究集会や情報交換会等の活動

③ 生きがい農業応援事業 (400 千円)

生きがいや自給、ファーマーズマーケット等への出荷を目指す農業初心者に対する農業の基礎研修

④ 女性活動、男女共同参画推進事業 (200 千円)

女性の活動及び男女共同参画により社会・経営参画を行う女性組織やJA女性部等の活動

(2) 地域農業振興対策事業 (14,500 千円)

地域農業の振興を図るため、農業者等の組織、農業協同組合及び鳥獣被害対策、耕作放棄地再生等を行う市民団体等が実施する次の事業に対して助成する。

① 農産物マーケティング推進事業(6,000 千円)

マーケティング戦略に基づく新たな需要の創造を図るための市場調査、新商品開発、ブランド化、販売促進、地産地消、輸出拡大等のマーケティング活動

② 農業生産研究事業(4,000 千円)

農業生産技術や新作物の調査研究及び現地実証。燃油・肥料・資材高騰対策技術の調査研究・実証の活動

③ 安全・安心な農産物を生産するための基盤づくり事業(500 千円)

IPM(総合的病虫害・雑草管理)やGAP(農業生産工程管理)等の認証取得、残留農薬の分析、SDGs、みどりの食料システム戦略等に対応した、安全安心で環境に配慮した農産物生産供給活動

④ 農作物鳥獣等被害対策事業(500 千円)

有害鳥獣等の被害防止や駆除を推進するための研修会・講演会の開催、デジタル技術等を用いた被害対策技術の現地実証の活動

⑤ 農地集積、耕作放棄地活用等推進事業(1,000 千円)

農地集積のための合意形成、遊休農地や耕作放棄地の再生利用等、農用地の有効活用に取り組む組織の運営管理活動

⑥ 農業新技術研究・導入促進事業(2,500 千円)

新技術等の研究・導入に取り組む、農業者・農業後継者の組織(学生等)、農協が行う次の事業(独自開発のものは10/10)

ア 新商品開発販売研究事業

農産物の付加価値を高めるための新商品開発、試験販売活動や農産物の新流通システムの確立研究

イ 農業新技術開発普及促進事業

新技術開発のための研究活動及び現地普及のための現地実証等の活動

ウ 優良種苗供給事業

産地の強化を図るための新品種や優良種苗等の生産供給体制整備と新品種の育成

(3) 農村振興対策事業 (1,900 千円)

農山村地域の振興を図るため、農業者等の組織、農業協同組合及び食農教育・花育を行う市民団体等が実施する次の事業に対して助成する。

① 地域特産づくり推進事業(1,000 千円)

農地の有効活用や農林特産物の振興を図るための地域の特性を活かした新作物の導入、特産品開発、販売促進活動等

② グリーン・ツーリズム推進事業(400 千円)

農山村地域の活性化に向け、地域の景観や伝統文化、体験施設等、地域資源を活用したグリーン・ツーリズム実践活動

③ 食農教育支援事業(300 千円)

一般消費者や児童・生徒の食、農業に対する理解を促進するための農作業体験、調理加工体験、学校等との連携活動等の食農教育実践活動

④ 直売所等開設支援事業(200 千円)

地元農産物の地域内流通及び消費者等との交流を促進するための直売所・店舗・朝市等の開設及び開設翌年度の運営活動

事務局事業

1. 静岡県農林水産業理解促進事業 (500 千円)

県民をはじめ、国内外へ幅広く、静岡県の農林水産業を紹介するためのパンフレット「静岡県の農林水産業」を作成・配布する。

組織の運営

総会、理事会のほか事業運営委員会、小委員会等を開催するとともに、事業の広報・募集に努め、適正かつ効率的な運営を行う。

令和6年度 予定貸借対照表

令和7年3月31日

(単位:円)

科 目	当年度 R6.3.31	前年度決算見込 R5.3.31	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	0	0	0
普通預金	21,587,173	22,851,480	△ 1,264,307
定期預金	10,000,000	10,000,000	0
未収金	3,613,228	3,497,868	115,360
流動資産合計	35,200,401	36,349,348	△ 1,148,947
2 固定資産			
(1) 基本財産			
有価証券	3,203,328,660	3,203,961,554	△ 632,894
普通預金	0	0	0
定期預金	801,014,683	801,014,683	0
基本財産合計	4,004,343,343	4,004,976,237	△ 632,894
(2) 特定資産			
農業振興基金積立資産	17,000,000	17,000,000	0
農業振興助成事業積立資産	44,163,538	49,804,538	△ 5,641,000
茶業振興助成事業積立資産	4,000,000	4,000,000	0
特定資産合計	65,163,538	70,804,538	△ 5,641,000
(3) その他固定資産			
什器備品	2	8,266	△ 8,264
ソフトウェア	0	0	0
その他固定資産合計	2	8,266	△ 8,264
固定資産合計	4,069,506,883	4,075,789,041	△ 6,282,158
資産合計	4,104,707,284	4,112,138,389	△ 7,431,105
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	0	0	0
流動負債合計	0	0	0
2 固定負債			
預り寄託金	2,000,000,000	2,000,000,000	0
固定負債合計	2,000,000,000	2,000,000,000	0
負債合計	2,000,000,000	2,000,000,000	0
III 正味財産の部			
指定正味財産			
出資金	2,044,752,482	2,051,031,491	△ 6,279,009
寄付金	4,000,000	4,000,000	0
1 指定正味財産合計	2,048,752,482	2,055,031,491	△ 6,279,009
2 一般正味財産	55,954,802	57,106,898	△ 1,152,096
正味財産合計	2,104,707,284	2,112,138,389	△ 7,431,105
負債及び正味財産合計	4,104,707,284	4,112,138,389	△ 7,431,105

Ⅱ 収支予算

収 支 予 算 書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	24,857,961	24,759,071	98,890
基本財産受取利息	24,857,961	24,759,071	98,890
特定資産運用益	32,872	33,367	△ 495
特定資産受取利息	32,872	33,367	△ 495
受取寄付金	55,000,000	13,000,000	42,000,000
受取寄付金	5,000,000	5,000,000	0
受取寄付金振替額	50,000,000	8,000,000	42,000,000
雑収益	5,824	5,823	1
受取利息	5,824	5,823	1
雑収益	0	0	0
経常収益計	79,896,657	37,798,261	42,098,396
(2) 経常費用			0
事業費	81,548,301	38,260,728	43,287,573
給料手当	5,843,200	4,575,785	1,267,415
福利厚生費	1,062,100	915,157	146,943
会議費	7,000	10,000	△ 3,000
旅費交通費	117,000	153,000	△ 36,000
通信運搬費	175,000	140,000	35,000
減価償却費	1	5,786	△ 5,785
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	80,000	144,000	△ 64,000
印刷製本費	500,000	550,000	△ 50,000
賃借料	210,000	210,000	0
支払助成金	73,500,000	31,500,000	42,000,000
指定事業助成金	55,000,000	13,000,000	42,000,000
担い手育成対策事業助成金	2,100,000	2,100,000	0
地域農業振興対策事業助成金	14,500,000	14,500,000	0
農村振興対策事業助成金	1,900,000	1,900,000	0
海外研修費	0	0	0
委託費	0	0	0
雑 費	54,000	57,000	△ 3,000
管理費	4,189,701	3,586,623	603,078
給料手当	2,720,800	2,167,943	552,857
福利厚生費	496,900	433,120	63,780
会議費	63,000	90,000	△ 27,000
旅費交通費	13,000	17,000	△ 4,000
通信運搬費	75,000	60,000	15,000
減価償却費	1	2,480	△ 2,479
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	20,000	36,000	△ 16,000
印刷製本費	160,000	132,000	28,000
賃借料	90,000	90,000	0
諸謝金(司法書士、会計士)	425,000	425,080	△ 80
委託費	0	0	0
雑 費	126,000	133,000	△ 7,000
経常費用計	85,738,002	41,847,351	43,890,651
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 5,841,345	△ 4,049,090	△ 1,792,255
基本財産評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 5,841,345	△ 4,049,090	△ 1,792,255

科 目	当年度	前年度	増 減
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 5,841,345	△ 4,049,090	△ 1,792,255
一般正味財産期首残高	57,106,898	57,518,885	△ 411,987
一般正味財産期末残高	55,954,802	57,106,898	△ 1,152,096
II 指定正味財産増減の部			
受取寄付金	50,000,000	8,000,000	42,000,000
受取寄付金	50,000,000	8,000,000	42,000,000
基本財産運用益	8,754,071	8,627,573	126,498
基本財産受取利息	8,754,071	8,627,573	126,498
基本財産売却益	0	0	0
特定資産運用益	32,872	33,367	△ 495
特定資産受取利息	32,872	33,367	△ 495
一般正味財産への振替額	△ 58,754,071	△ 16,627,573	△ 42,126,498
当期指定正味財産増減額	△ 6,279,009	433,626	△ 6,712,635
指定正味財産期首残高	2,055,031,491	2,054,597,865	433,626
指定正味財産期末残高	2,048,752,482	2,055,031,491	△ 6,279,009
III 正味財産期末残高	2,104,707,284	2,112,138,389	△ 7,431,105